

三 宅 村

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	三宅村	平成29年5月25日	平成27年度(平成27.4.1～平成28.3.31)及び平成28年度(平成28.4.1～平成29.3.31)の補助対象事業
局	福祉保健局、産業労働局及び建設局	平成29年4月27日	

2 団体の概要

所在地	東京都三宅村阿古497番地(村役場)	
地勢	(面積) 55.26 km ² (東京・三宅島間の距離) 約180 km	
人口	1,680世帯2,591人	
都との関係	補助金	39件 4億53万余円(平成27年度交付額)
		41件 5億3,543万余円(平成28年度交付額)
	うち、今回監査対象(表1)	8件 2億4,353万余円(平成27年度交付額)
		8件 4億706万余円(平成28年度交付額)
	負担金	8件 1億3,852万余円(平成27年度交付額)
		8件 1億2,922万余円(平成28年度交付額)
うち、今回監査対象(表2)	4件 2,855万余円(平成27年度交付額)	
	4件 3,243万余円(平成28年度交付額)	
交付金	21件 9億2,409万余円(平成27年度交付額)	
	24件 10億8,560万余円(平成28年度交付額)	

(注) 上記数値等は、面積及び人口は平成28年10月1日現在、その他は平成29年3月31日現在である。

(表1) 監査対象補助金の交付状況

(単位：千円)

所管局	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
福祉保健局	東京都へき地医療運営費等補助金	東京都へき地医療運営費補助金交付要綱	離島、山村等の地域住民の医療確保に要する経費を補助(1/2等)	29,874	29,886	29,793
	東京都簡易水道事業等補助金	東京都簡易水道事業等助成規則	市町村が行う簡易水道事業等の施設整備事業に要する経費を補助(7/10等)	42,528	55,832	63,762
産業労働局	公共土地改良事業費補助金	東京都土地改良事業費補助金交付要綱	土地改良法に基づき実施する土地改良等の事業に要する経費を補助(3/4以内)	25,479	46,479	20,634
	山村・離島振興施設整備事業費補助金	東京都地域特産化の推進費補助金交付要綱	施設等の整備により山村・島しょ地域の農業振興を図る経費を補助(3/4以内)	-	32,314	29,490
	漁村地域防災力強化事業費補助金	漁村地域防災力強化事業費補助金交付要綱	町村等が行う漁村地域防災力強化事業に要する経費を補助(3/4以内等)	3,900	3,888	58,590
	島しょ漁業振興施設整備事業費補助金	島しょ漁業振興施設整備事業費補助金交付要綱	町村等が行う島しょ漁業振興施設整備事業に要する経費を補助(3/4以内)	39,864	25,017	132,201
	三宅島観光資源開発事業補助金	三宅島観光資源開発事業補助金交付要綱	観光資源開発事業の施設整備に要する経費を補助(1/2)	20,000	20,000	14,497
建設局	市町村土木補助事業補助金(道路事業(都市計画道路以外))	東京都土木費補助規程	市町村が行う土木事業に要する経費を補助(3/10以内等)	18,515	30,115	58,100
合計				180,160	243,531	407,067

(表2) 監査対象負担金の交付状況

(単位：千円)

所管局	負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
				平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
福祉保健局	児童手当等都負担金	児童手当都負担金交付要綱	児童手当法に基づき児童手当支給に係る費用の一部を負担 (4/45等)	10,895	9,259	11,683
	国民健康保険基盤安定都負担金	国民健康保険基盤安定都負担金交付要綱	国民健康保険の保険料の一部等を負担 (3/4等)	5,440	5,518	8,195
	国民健康保険高額医療費共同事業都負担金	国民健康保険高額医療費共同事業都負担金交付要綱	東京都国民健康保険団体連合会への拠出金の一部を負担 (1/4)	5,085	4,876	4,226
	後期高齢者医療保険基盤安定都負担金	後期高齢者医療保険基盤安定都負担金交付要綱	低所得者等に対し設けられる保険料軽減措置に対し東京都後期高齢者医療広域連合の財政基盤の安定性を図るため軽減分を負担 (3/4)	8,891	8,896	8,326
合計				30,312	28,551	32,432

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、表1及び表2の補助金等を監査対象として選定し、団体の補助対象事業等について、主に、財政援助の目的に沿って適切かつ効果的に行われているか、補助金等の算定は適正に行われているか、などの観点から、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。